



[チェンマイ大学での講演後の記念写真]

【この活動の概要】

主な活動	タイでの在外研究
関係機関	タマサート大学（タイ）
実施時期	2014年9月 - 2015年9月

【先生に直接聞いてみました】

—— タイ法の研究を始められた経緯を教えてください。

**西澤** 実は学生時代に勉強を始めた当初は、日本の明治時代の法律を作るプロセスに関心がありました。でも、ゼミで勉強を進めているうちに、日本同様、植民地にならず、なおかつ西洋列強と結んだ不平等条約を改正するために西洋的な法制度を作った歴史を持つ国がアジアにあることを知り、関心が移りました。その中でも日本との共通点が多いタイを研究対象にすることにしました。

私がこの研究を始めた頃は研究者が2、3人しかおられませんでしたので、タイ法についての情報が非常に乏しい状態でした。そのような中で、歴史的な研究を始めようと思っていたのですが、やはり歴史研究というのは現代を知るために行いますので、現代のこともわからないのに歴史研究をするのはどうかと考へまして、現代のタイ法制度を研究するほうにシフトしました。

—— 在外研究の経緯を教えてください。

**西澤** 本学に着任するまでもタイのチュラロンコン大学で在外研究をしたことがありました。法律ではタマサート大学という大学の方が有名なのですが、本学に移ってからは不思議とタマサート大学とのご縁が多くなりました。タマサート大学の研究者が本学に来ていただいているのに、本学の研究者が向こうに行かないのは問題かなと思ひまして、タマサート大学で在外研究をすることにしました。2014年のことです。実際タイに行って研究活動が始まれば両方の大学の先生と研究をしますが、在籍しているということが結構大事なのです。

—— 具体的にどのような内容ですか？

**西澤** 私自身は幅広くタイ法を研究しております、依頼があれば大抵引き受けさせていただいております。それこそ、タイの一般的な法律から障害者法や消費者保護法のようなものまでタイの法律全般を対象にしておりますが、中心は商法や民法などの私法ですね。2014年の在外研究では担保法を研究テーマとしました。ちょうど担保法の改正も行われたので、良い時期に行きましたね。タマサート大学の先生が法律の起草をされていたので、色々とお話をお聞きすることもできました。

—— 研究の依頼というのはどのようなことでしょうか？

**西澤** 研究者の方からの依頼ですね。例えば、アジアのあるテーマについて法的に検討するプロジェクトを研究者の方が立ち上げたときに、東南アジアの国々の中からタイを取り扱いたいとなったとします。そのような時にタイ法の研究者を探すとすると研究者の数が一気に減ってしまうので、私に依頼が来るわけです。代理母の問題や消費者保護まで様々なテーマの依頼をいただきますが、これまでタイの研究はあまりされてこなかったもので、依頼があればできるだけお引き受けするようにしていますね。



[西澤先生が共同執筆された著書]

—— 在外研究の間にちょうど担保法の改正があったとのことですが、タイミングに恵まれたんですね。

**西澤** 在外研究へ出発する前の2014年の5月にクーデターがあり、そのあと軍事政権が統治する時期になりました。暫定憲法が施行され、法制度が変わっていった時期だったのです。タイはクーデターが起こると憲法が停止して、議会も通常は日本と同じ二院制なのですが、クーデター後は一院制になります。そうすると本来であれば2つの議会を通さないと行けないのに、1つの議会を通すだけで済みますので、官公庁が好んで法案を出す時期でもあるのです。

—— タイの官公庁はクーデターの中でも業務をしているとのことですが、クーデターが頻繁にあるのですか？

**西澤** 頻繁という訳ではありませんが、2014年の前は2006年にクーデターがありました。その前が1991年でした。タイの国民はクーデターに慣れておりますね。クーデターが起きたときは議会の構成が変わり、退役軍人や現役軍人が議員になるためにあまり政治的な争いがなく、法案が非常に通りやすくなります。そのため、その時に重要法案を通すという傾向があるので、私がタイにいたときも重要な法案が通ったり、法改正がなされていました。

—— どのような点がタイ法の魅力でしょうか？

**西澤** 日本に生まれ日本の法律を勉強して法律とはこのようなものだ、と教えられてきたのですが、それが必然ではないということを理解できるのが、他国との比較研究をするということなんです。日本の法研究は、お手本にしたドイツやフランスといった国の法律を研究してきた



のですが、同じアジアの国で同じように西洋の法律を導入した国の法律を比較しますと、各国の特徴が出るんですね。ヨーロッパの法律だけでは知りえなかったことが出てきますので、その点が非常に面白いですね。



[タイ司法裁判所裁判官研修の記念写真]

—— 各国ごとの特徴とはどのようなものでしょうか？

**西澤** 日本は不動産の価値が高く、税金も土地から取りますし、担保も土地で取ります。一方で、東南アジアは昔、人口に比べて土地がありあまるほどたくさんありました。そのため土地はあまり重要ではなく、重要な資産は労働力、つまり人だったのです。人がいなければ土地が使えないのですから、タイでは実は奴隷制度が発達しました。時代が変わり今は労働力がたくさんあり、逆に土地の商品価値が上がって、重要商品が逆転し、その結果、法制度がガラッと変わってしまったということがあります。日本人ですと土地が高いと思いがちですが、時代と社会と地域が変われば重要な財産が変わり得るということを教えてもらいました。

—— 今後の展開を教えてください。

**西澤** 日本のタイ法研究は始まったばかりですので、まだわかってないことが非常に多いです。そのため、日本では当たり前とされていることが、タイ法についてはまだわかってることということがありますので、しっかりと基本的な研究を継続していきたいと考えています。



研究者氏名	西澤 希久男
所属学部・学科等	政策創造学部
職名（資格）	教授
専門分野	基礎法学（タイ法、アジア法、財産法）
研究者情報	<a href="http://gakujo.kansai-u.ac.jp/profile/ja/d25d2fb0397a2e2e3983f89b740ceV.html">http://gakujo.kansai-u.ac.jp/profile/ja/d25d2fb0397a2e2e3983f89b740ceV.html</a>

発行：関西大学国際部 <http://www.kansai-u.ac.jp/Kokusai/>

